

## 建築基準法施行規則(抜粋)

### (建築物の定期報告)

- 第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。)とする。
- 一 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証(新築又は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
  - 二 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2様式による報告書及び別記第36号の3様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2様式、別記第36号の3様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

### (建築設備等の定期報告)

- 第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。)とする。
- 一 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第7条の2第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた場合
  - 二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。)の交付を受けた場合
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、建築設備(昇降機を除く。)にあつては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の7様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第36号の8様式に

よる報告書及び別記第 36 号の 9 様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第 36 号の 4 様式、別記第 36 号の 5 様式、別記第 36 号の 6 様式、別記第 36 号の 7 様式、別記第 36 号の 8 様式、別記第 36 号の 9 様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

- 4 法第 12 条第 3 項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

#### (書類の閲覧等)

第 11 条の3 法第 93 条の 2(法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第 3 号様式による建築計画概要書
  - 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
  - 三 別記第 36 号の 3 様式による定期調査報告概要書
  - 四 別記第 36 号の 5 様式、別記第 36 号の 7 様式、別記第 39 号の 9 様式及び別記第 36 号の 11 様式による定期検査報告概要書
  - 五 処分等概要書
  - 六 全体計画概要書
  - 七 指定道路図
  - 八 指定道路調書
- 2 特定行政庁は、前項の書類(同項第七号及び第八号の書類を除く。)を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
  - 3 特定行政庁は、第 1 項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。